

○公益法人制度改革にかかる非課税措置の取り扱いについて・・

平成20年度税制改革による公益法人制度改革に伴い、これまで固定資産税が非課税となっていた施設の取り扱いが、法人の種類により平成26年度から以下のとおりとなります。

施設	法人	
	公益社団法人 公益財団法人	一般社団法人 一般財団法人
医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産	非課税 (注1)	課税 ただし、非営利型法人の場合は、非課税措置の適用を受けられる場合があります。(注2)
児童福祉施設の用に供する固定資産		
老人福祉施設の用に供する固定資産		
社会福祉事業の用に供する固定資産		
幼稚園において直接保育の用に供する固定資産		
図書館、博物館において直接その用に供する固定資産		
学術の研究施設において直接その研究用に供する固定資産		
寄宿舎として学生または生徒の修学を援助するための家屋		

(注1) 公益社団法人・公益財団法人

公益社団法人及び公益財団法人が設置する上記の施設については、これまでの旧民法第34条法人と同様の非課税措置が適用されます。

(注2) 一般社団法人・一般財団法人のうち非営利型法人の場合

次の施設については、非課税措置が適用

- ① 医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産
- ② 平成20年12月1日より前から設置している幼稚園において直接保育の用に供する固定資産
- ③ 平成20年12月1日より前から設置している図書館、博物館において直接その用に供する固定資産